

禁煙外来について

当院では、保険診療による禁煙治療が可能です。下記に当てはまる項目がある方は、保険診療での禁煙治療対象者となる可能性があります。

※ 保険診療での禁煙治療は、合計5回(12週間)の通院治療となります。

- 自分が吸うつもりよりも多くのタバコを吸ってしまう
- 禁煙や本数を減らそうとしたけれど出来なかった
- 禁煙や本数を減らそうとすると、気持ちが落ち着かずイライラしたり憂鬱になる
- タバコの影響で自分に健康問題や精神問題が起こっていると分かっているにもかかわらず、吸ってしまう
- タバコに依存していると感じることがある
- タバコが吸えないような仕事や付き合いを避けることがある
- 『一日の喫煙本数』×『喫煙年数』が200以上である
- 今すぐにも禁煙を始めたいと思っている
- 過去一年以内に保険診療での禁煙治療を受けていない

当院の禁煙外来は、完全予約制となっております。ご希望の方は総合窓口、または電話にてお問い合わせください。

